

伊議第 326 号
令和7年8月22日

伊賀市議会議長 赤堀 久実 様

伊賀市議会議員政治倫理審査会
会長 西口 和成

審査結果報告書

令和7年7月7日付けで付託を受けた調査請求について、伊賀市議会議員政治倫理条例第8条の規定に基づき、下記のとおり審査結果を報告します。

なお、審査の経過等は別紙のとおりです。

記

- 1 調査請求の対象となる議員
森中 秀哲 議員
- 2 調査請求の年月日
令和7年7月3日
- 3 調査請求の対象となった事由の該当条項
伊賀市議会議員政治倫理条例第3条第7号
- 4 調査請求の対象となった事由の内容
事実と異なる情報を発信し、議会の品位と名誉を損なう行為を行った。
添付資料：令和7年6月18日付け朝日新聞記事
令和7年6月20日SNS投稿記事
- 5 審査結果
 - (1) 結論
調査請求のあった事案について審査した結果、SNSへの投稿内容のうち、行政視察にかかる行程及び費用に関する発信、行政視察への副議長の参加に関する発信は、伊賀市議会議員政治倫理条例第3条第7号に規定する政治倫理基準に違反していると認められる。



(2) 事実の確認

(ア) 伊賀市議会議員政治倫理審査会（以下、「審査会」という。）は、調査の対象となる議員（以下、「調査対象議員」という。）のSNSへの発信内容について、次の4点について事実と異なる発信と捉え、調査対象議員の意見開陳並びに事情聴取を行い、その発信の趣旨や意図を含めた事実を確認した。

① 県議会議員補欠選挙立候補に伴う市議会議員の辞職を予定している議員に対する行政視察の効果に関する発信

調査対象議員の行政視察辞退を表明するきっかけとなったとする内容で、行政視察参加予定者の中に県議会議員補欠選挙に出馬を表明している議員がいるが、行政視察の結果を市政に活かす期間がないのではないかとの発信である。当該発信をシェアした者の投稿の中に「卒業旅行」とのコメントを確認した。

② 行政視察にかかる行程及び費用に関する発信

行政視察先での視察時間は90分間であり、そのために飛行機で移動し温泉旅館で前泊する大旅行であり、この費用は8人で行くとなると100万円を超えるのではないかと（議会事務局が60万円程度に抑えた）。当該行政視察は、コストパフォーマンスもタイムパフォーマンスも悪すぎるのではないかとの発信である。なお、「100万円」は、搭乗便の変更が可能な航空券の購入を前提とした金額であり、また、「60万円」は後日（6月30日）投稿の中で「53万円」に訂正されている。当該発信をシェアした者の投稿の中に「普通の神経ならこれに疑問を持たない人は居てないと思うことをやってしまう神経。」「この視察に行かれる方に伊賀市は任せたくないですね。」「他にお金をかけないといけない問題もあるのに。」「貴重な税金で、温泉旅行か?」「(県内他市)市議会では、行政視察で、北海道や沖縄は、あり得ない!」「温泉旅館も、なし。視察はビジネスホテルが、当たり前。」とのコメントを確認した。

③ 行政視察への副議長の参加に関する発信

行政視察に伴う温泉旅館宿泊と飛行機往復は8人となるが、その8人の中には議会運営委員会委員ではない福村副議長が入っており、それは中岡委員の提案で加わることになったとする発信であ

る。なお、後日（6月30日）投稿の中で、副議長の参加の提案は中岡委員からではなく、赤堀議長から広聴制度調査のため広報広聴委員会委員長として同行の依頼があったと訂正されており、調査対象議員も、事実誤認があったことを認めている。SNSをシェアした者の投稿の中に、当該発信に対するコメントは特に見受けられない。

④ 行政視察に対する「熱量」に関する発信

行政視察に伴う視察先への事前質問について、10問中9問は調査対象議員によるものであり、これをもって、他の視察参加者の視察に対する「熱量」が低いものとして、これでは費用を上回る効果が期待できないのではないかとの発信であり、当該発信をシェアした者の投稿の中に「前準備として、きちんと理解した上での自分たちの質問はきちんと考えたのでしょうか」とのコメントを確認した。

(イ) 審査会は、審査の参考とするため2名の議員（以下、「参考人」という。）に対し質疑応答を行い、次の2点について事実を確認した。

⑤ 調査対象議員発信のSNSの共有について

調査対象議員が投稿したSNSの内容について共有した参考人にその意図等を確認したが、この事案は議会の中での共有が必要であり、市民の皆さんのご意見もあればと思い、誰かに依頼されたわけではなく、フラットな意味でフェイスブックをシェアしたもので、拡散する意図はなかったとの答弁があった。

⑥ 調査対象議員の行政視察参加辞退に関する会派の合意形成について

調査対象議員の6月17日の議会運営委員会における行政視察辞退の表明は、所属する会派として決めた旨6月18日の朝日新聞に掲載されており、その内容に相違ないか確認したが、参考人からは答弁がなされなかったため、事実確認はできなかった。

(3) 確認した事実に対する評価

上記①の発信は、任期中の議員の職責や活動を干渉する、また、残任期の長短をもって成果を測る発信であり、その議員で構成する議会の品位と名誉を損なうことに繋がる可能性はあるが、当該発信は調査対象議

員が行政視察参加を辞退するきっかけとなった心情を述べているに過ぎず、SNSをシェアした者のコメントは見受けられるが、当該発信が要因となり議会の品位と名誉を損なった具体的な事実は認められない。

上記②の発信は、行政視察に関して明確な基準がないなか、また、視察時間は一般的には概ね90分間であること、温泉旅館への宿泊は視察先の受入条件を精査したうえでの決定であったことを考慮することなく、さらに、行政視察にかかる費用については、正確な金額を確認せずに事実と異なる情報を発信したものである。調査対象議員も投稿にあたり事前に正確な金額を確認すれば良かったことを認めている。SNSをシェアした者のコメントが多く確認されたのは、当該発信に対してであり、多くの方が市議会の行政視察について関心を持たれていることを示しており、読み手に税金を使って温泉旅行に行くかのような認識や誤解を与える発信となったことは、議会の品位と名誉を損なう行為であると認められる。

上記③の発信は、副議長の行政視察への参加を提案した議員を誤認して発信したもので、調査対象議員も認めているところであり、当該発信は、事実と異なる情報を発信していると認められる。

当該発信に対して、SNSをシェアした者のコメントは見受けられないが、たとえ、後日訂正を行ったとしても、SNSにおいて発信した情報は、即時に多くの人に誤って認識される特徴があり、調査対象議員の誤認情報は、議員名の確認を怠ったことで、結果的に視察研修のありようを一議員が意図的に変更させたかのような疑念を抱かせてしまう発信となっているため、議員で構成する議会の品位と名誉を損なう行為であると認められる。

上記④の発信は、委員会という組織で実施する行政視察において、事前質問の数だけをもって個々の議員の「熱量」を推し測り、各議員に確認もせず、それを低いものとした憶測による発信であり、調査対象議員の感想であるとはいえ、議員で構成する議会の品位と名誉を損なうことに繋がる可能性はあるが、SNSをシェアした者のコメントは見受けられるものの、当該発信が要因となり議会の品位と名誉を損なった具体的な事実は認められない。

上記⑤について、拡散する意図はなく自ら共有したとのことであるが、投稿内容についてその真偽を何ら確認することなく安易に共有する行為は、公人である議員としては不用意な行為であると思われる。

上記⑥については、調査対象議員の所属する会派の代表者からその真偽を確認することはできなかったが、調査対象議員の発言を新聞記者が引用したものであると思われる。

(4) 附帯意見

調査請求のあったことについて、政治倫理基準に照らし審査した結果は上記のとおりであるが、次のとおり意見を付す。

この度のSNSへの情報発信の中には、政治倫理基準に違反すると認められる発信以外にも、違反とは認められないものの、SNSの不特定の読み手に対し議会へのマイナスイメージや不信感を抱かせかねないニュアンスを含むものもあった。

一般論として、議員は「議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識」（伊賀市議会基本条例第4条）し活動すべきであり、議員のSNSへの情報発信については、インターネットリテラシーの向上に努める立場として、その特徴を十分に理解し、公人である議員の影響力を常に意識し、慎重な発信に努められるよう徹底していただきたい。

(5) 講じるべき措置の内容

伊賀市議会議員政治倫理条例第9条の規定に基づく措置については、「その他議長が必要と認める措置」を講じられんことを付言する。

(別紙)

政治倫理審査会における審査の経過

1 審査会の設置

伊賀市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和7年7月3日に6名の議員（桃井弘子議員（代表者）、内原篤議員、陶山美佐議員、寺村京子議員、北森徹議員、山下典子議員）の連署により調査請求書の提出があった。

赤堀久実議長は、条例第5条の規定に基づき、議会運営委員会の当該調査請求の適合認定を経て、令和7年7月7日に政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、次の6名の議員を審査会の委員（以下「委員」という。）に選任した。

山口康子議員、北山太加視議員、西田方計議員、西口和成議員、市川岳人議員、中岡久徳議員

2 審査の目的

森中秀哲議員が、事実と異なる情報を発信し、結果、朝日新聞伊賀版に掲載され、及び自身のSNSに投稿したことが、条例第3号第7号に掲げる「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。」に該当するか否かについて、審査したものである。

3 審査の経過

【第1回審査会】

令和7年7月9日、全委員出席のもと第1回審査会を開催し、条例施行規則第3条の規定に基づき、審査会会長に西口和成委員、副会長に市川岳人委員が互選された。

その後、今後の進め方として、まず調査対象議員に出席を要求し、意見陳述及び質疑応答を行うこととした。

さらに、審査の際には、委員以外の者（条例第7条第1項の規定に基づく意見陳述者を除く）の発言を認めないこと、また、原則として会議は公開することを決定した。

【第2回審査会】

(1) 令和7年7月15日、全委員出席のもと第2回審査会を開催し、まず、西

口会長から、以下の3点について論点が示された。

- ① 6月18日の新聞記事（朝日新聞）に掲載された行政視察に関する記事が、議会の品位をおとしめたことに当たるか。
- ② 調査対象議員のSNSでの情報発信は事実に基づく適切なものであったか。
- ③ ②の情報を拡散した議員は、正確な情報の発信に努めたのか。

(2) 続いて、調査対象議員である森中秀哲議員から意見陳述がなされた。主な意見陳述の内容は、次のとおりである。

<意見陳述>

調査請求書にある「事実と異なる情報の発信」は、6月30日開催の議員全員協議会において指摘のあった、次の2点であると想定する。

- ① 北海道登別市への議会運営委員会の行政視察に要する費用は、60万円ではなく、53万円であったこと。
- ② 福村副議長の当該視察への参加の提案は、中岡議員ではなく、赤堀議長であったこと。

6月17日開催の議会運営委員会の「その他」の項において、7月9日から10日に予定されている行政視察への参加を辞退すると表明した。

辞退に至るきっかけは、9月に執行予定の三重県議会議員補欠選挙に出馬表明している議員が当該視察に参加することが、今後の伊賀市の市政にどのように活かすことができるのか疑問であること、先方自治体への事前質問の少なさから、行政視察に関する積極的な熱意が感じられなかったことであった。

加えて、変更可能な航空チケットは高額であること、宿泊施設は温泉旅館であることなどから、登別市での視察時間は90分間であるが、そのために委員6名と副議長及び随行職員の計8名の旅費は、100万円を超える金額になると思った。これらのことに対し、私は市民への説明責任を果たせないと考えた。

なお、当日の議会運営委員会では、当該旅費について、委員長、正副議長、他の委員及び事務局の誰からも訂正の発言はなかった。

さらに、当該議会運営委員会終了後、視察参加辞退について記者会で説明したが、その説明内容をもって発表された記事は1件もなく、議会運営委員会開催日翌日の6月18日の新聞記事（朝日新聞）の記事は、会議を傍聴した記者が会議での私の発言を拾って記事にしたものである。

また、6月20日の私のSNSへの発信について、6月17日の記者会での説明終了後、ある新聞記者が視察費用に関して議会事務局に問合せた結

果、実際にかかる費用は 60 万円程度であることを確認し、私にその情報を教えてくれた。その後、私は自身のフェイスブック及びインスタグラムで、それを踏まえ発信を行ったものである。

この発信は、日頃から地域を回り、高齢者のひとり暮らし世帯、ひきこもり状態の成人のお子さんを持つ世帯、シングルマザーで非正規雇用の方など、生活が苦しい方、辛い状況にある方と接してきた私が、議会でのお金の使い方について考えた疑問点を、心情に沿って記述したもので、お読みいただいた方にも、私の真意を良くくみ取ってもらえたものと思う。

なお、前述の事実と異なると指摘された 2 点については、6 月 30 日開催の議員全員協議会終了後、即日、訂正の投稿を行っている。

以上のことから、政治倫理基準に違反し、議会の品位と名誉を損なう行為をした事実はない。

(3) 意見陳述終了後、森中秀哲議員に対し質疑応答を行った。

質疑応答の主な内容は、次のとおりである。

<質疑応答>

質 疑	応 答
朝日新聞の記事には「取材に対して」とあるが。	私の議運での発言を引用して掲載をされています。
視察辞退は、所属する会派として決めたことか。	6 月 17 日の午後に会派として決めました。
「100 万円」と発信する前になぜ正確な金額を事務局に確認しなかったのか。	「100 万円」という金額の前に関しましては私の試算であるということをはっきりさせて、議運でお話をしています。
SNS には前提がなかったが。	次の行に 60 万円に抑えてくれた旨を書いています。
発信する前にやはり本当なら正確な数字を入れるべきだと思うのですけれども。	委員のご印象として分かりました。確かめておいたほうがよかったのではということに関しては、それはそうかもしれません。
公人である、議員の情報というのはやはり特に数字の面などは正確であるべきだと思いますけれども、そのご認識はいかがでしょうか。	正確であるべきだということは分かりませんが、60 万円ぐらいかかるということ、それを確認して 53 万円。その違いによって、今回、議会の品位をおとしめることになったのでしょうか。この発信が、どういう問題といたしますか、公人としての何か不適格性を表すものなのでしょうか。
60 万円ぐらいというのであれば 100 万円という数字は要らなかったのではないのでしょうか。	投稿は「費用は 100 万円を超えてくるんじゃないのか(事務局が工夫して 60 万円ぐらいに抑えてくれたそうです)」です。

<p>議会事務局に確認した上で、正確な情報を載せるべきであったのでは。</p>	<p>そういう意味では 60 万円ぐらいというのも、議会事務局に聞いた数字として聞いて知っていた数字ですので、そこは直接ではないですけど確認した数字かと思います。60 万円というのは、記者会で説明をした後、確認をされた記者がおり、その方に教えてもらった数字です。</p>
<p>なぜ森中議員御本人が直接、議会事務局に確認されなかったのでしょうか。</p>	<p>なぜと言われてもちょっと困ります。その時 60 万円という数字を聞いていて、でももう夕方でしたので、五、六十万円ということで発信をさせてもらいました。</p>
<p>議会運営委員会の場合において、より建設的な議論を進めていくというのが、議会議員の責務であると思うのですが、なぜそのような形をとらずに、あえてそれについて発信をされたのか教えてください。</p>	<p>これが 6 月 17 日のことです。この後、議運がいつ開かれるか分からないという状況がありました。議運の中でそれを申し上げていこうと思ったときに、これから遅くなるとキャンセル料等もかかってくるかもしれないし、だったら私が辞退しようということを決めて、そのように申し上げました。</p>
<p>検討というご提案があつてしかるべきだと思いますけれども、そのような形をどうしてとらなかったのか、もう一度御説明いただけますか。</p>	<p>委員のご質問は、審査には関係のないことだと思います。</p>
<p>議員を辞める予定の議員が参加されること、今後活かすことができないとは、議員にとっては法的な視察に当たらないという表現に捉えられかねないと思いますけれども、いかがですか。</p>	<p>そこは私の感想、私の受け止めであつて、それをほかの方がどのように解釈するかというのはまた別だと思います。そのことと、事実と異なる発信が品位と名誉を傷つけたかどうかというようなことは、直接関係しないと思います。</p>
<p>茨城県へ総務常任委員会で行政視察に行っていますが、その際、議員は事前質問を提出していましたか。</p>	<p>今回の審査にどのような関係があるのですか。</p>
<p>これまで行かれた自治体での平均視察時間はどれぐらいか聞かせてください。</p>	<p>確かに市役所では 90 分かもしれませんけれども、それ以外の現地に行かないとできない経験を色々としてきたと思っています。</p>
<p>朝日新聞の 2 段目の中程で、「(旅費や宿泊費で) 100 万円を越す費用を考えた時、登別市議会の視察は 90 分しかない」と指摘。と書いてあります。そうした発言をされたのかどうかを教えてください。</p>	<p>記者は議運での私の発言を短く要約をされているのだと思います。</p>
<p>100 万円の金額の算出については、議員としては、それなりに根拠があつたととらえていいですか。</p>	<p>視察で、出張で行くからには、変更のできる航空チケットであろうと。それが行程表の 7 月 9 日、10 日の便がいくらするのかを JAL のホームページで調べた金額をもとに算出しています。</p>

他の委員や事務局から、100万円は違うという、何か心配のような意見はありましたか。	当日の流れの中ではありませんでした。
議員は、100万円の金額を示すことで混乱を起こそうと、わざと示されたという意図はありましたか。	100万円の数字に関して何かの効果を狙って示したのではなく、自分としてもびっくりして、計算をしてみたら100万円を超えるかもしれない。これは大変だなとは思いました。
議員が、自分の根拠に基づいて金額を算出して、間違っていたことはありましたか。繰り返されたものなのですか。	近畿地方への視察であったこともありますが、金額を特に気にすることもなく参加をしていました。自分の思っていたよりも高い、安い、そういったこともありませんでした。これも問題点だとは思っています。
「中岡議員の提案で加わることになった福村副議長」は、事実と異なる情報であったということは認められますか。	議長のおっしゃることが正しいことかどうか、事実を伝えているというふうに思いますので、私はそれを信じて、私が間違っていたのだという結論になりました。
先程と同様、この間違いをあえて意図的に悪意を持っていたということはありませんか、なかったですか。	一切ありません。
市議会に関して、議員がこれまでこうした人違いをした、間違いをして発信したことは記憶の中にありますか。	ないと思います。
シェアされた方が大勢おられます。これはある意味拡散しているということの確認にはなると思っているのですが、このことについて、社会的影響というのは、議員としての程度思われているか、率直に教えてください。	私の発信したこと、趣旨に賛同してくださる方が多いということは分かりました。そういう意味では、社会的な影響、社会の人々が、それを見て賛同を感じてくれるというような影響があったものと思います。
視察において、女性の方と面会されたと聞かせてもらいました。それは事実ですか。また、記念写真を撮られたことはありましたか。	茨城県高萩市に行きました時に、視察が終わってから昼食の時間がありました。議員全員で昼食をとり、そこから次に特急電車に乗り東京に戻ったわけですが、昼食が終わってから電車を待っている駅で、地元に住んでいる私の友達と会いました。それだけです。また、久しぶりに友達と会うと記念写真を撮ります。
市長が行程表をシェアされていましたが、これは議員から提供されたということですか。	この行程表は、私が元々6月20日の投稿中に用いているもので、市長に提供したのではなく、市長がそれをシェアされたということです。

【第3回審査会】

(1) 令和7年7月18日、全委員出席のもと第3回審査会を開催し、審査の参考とするため、森中秀哲議員発信のSNSの共有について、上田宗久議員に対し質疑応答を行った。

質疑応答の内容は、次のとおりである。

<質疑応答>

質 疑	応 答
内容確認をしたうえで、シェアされたのか。	これは議会の中での共有が必要だと思い、フラットな意味で、また市民の皆さん方のご意見もあればと思い、フェイスブックをシェアさせていただいた。私はシェアを依頼されたということではなく、自身の判断でシェアさせていただいた。

(2) 続いて、審査の参考とするため、森中秀哲議員の行政視察参加辞退に関する会派の合意形成について、所属会派の代表者である宮崎栄樹議員に対し質疑応答を行った。

質疑応答の内容は、次のとおりである。

<質疑応答>

質 疑	応 答
所属会派として決めたと記載があるが、掲載されている内容に間違いはないか。	制度上答える必要がない質問です。そもそも私がここに呼ばれることが、問題だというふうに嚴重に抗議をしたいと思います。

(3) 続いて、前回に引き続き、SNSへの情報発信について、森中秀哲議員に対し質疑応答を行った。

質疑応答の主な内容は、次のとおりである。

<質疑応答>

質 疑	応 答
議員は、視察は旅行とお考えですか。大旅行というふうな表現を使われていますが、それはなぜですか。	他の場所へ移動することは「旅行」だと思います。その意味では視察も旅行だと思いますし、観光も旅行だと思いますし、訪問も旅行だと思います。朝8時に出発し到着は15時頃だったと思うが、それは大旅行ではないですか。

<p>行政視察という言葉で表現できるところを、あえて「大旅行」という表現にした意図をお聞きしたい。</p>	<p>特に意図はないです。</p>
<p>議員は、今後は視察は旅行ということで出発されるわけですか。</p>	<p>旅行の定義は「よその土地へ行くこと」と書かれています。ここで旅行と言ったからといって、この視察全体が楽しい旅なのだ、観光なのだという意図で使った文言ではありません。</p>
<p>議会として真摯な形で進めてきたものが、市民に対しては、この発信によってそういう印象を持たれてしまうのではないかという考え方や発想はなかったのか。 宿泊の行程が出たことによって、宿泊先がこういう場所になっていますが、それについて市民の理解が得られないということを思われたってということか。</p>	<p>登別に行くことに関しては、私も議会運営委員会の中で皆さんと一緒に確認をしましたがけれども、費用がいくらかかるのか、何時間かけて行くのか、宿泊先がどのようなところになるのかというようなことは、話し合った結果とか、皆でこれでいいというプロセスがなかったと私は思います。</p>
<p>疑義を持たれてから、委員長や議会事務局に確認されましたか、あるいは問題提起されましたか。</p>	<p>6月16日の一般質問で市川議員が、市長が自分の車で色々なところに出かけ公務をしていることについて、公私混同を疑われるということをおっしゃっていたのを知り、その公私混同についてはやはり市民の厳しい目があるということを確認することになりました。それを受けて、もう一度視察資料を見直して、これはやはり疑いを得るかもしれないものではないかと思うようになり、6月17日の議運で皆さんに問題を提起しないと間に合わないという思いになり、その日に言わせていただきました。</p>
<p>委員間の中でもう一度見直すべきという問題提起をして、その中で何か討論というか議論というのはありましたか。そういう形での情報発信をされる前に、議会運営委員会の中で問題提起をすべきだったのではないですか。</p>	<p>皆さんは視察に行ってくださいと私は思っていました。ただ私は市民に説明できないと思い辞退することを表明した。今の質問は、こうしたほうがよかったのというアドバイスですか。</p>
<p>公金の無駄遣いになる恐れがあるというような表現をされていますが。</p>	<p>市民の福利に貢献することができるということを皆さん確信していればよかったら、視察に行っていたらよかった。</p>

<p>これこそ温泉旅行に行くという決めつけになっているかと思いますが、この発信された後しっかりと訂正を発信すべきではなかったですか。</p>	<p>53万円は6月23日に事務局から教えていただいたもので、それは6月30日に訂正をしています。この空中露天風呂の温泉旅館に泊まらざるを得ないということが市民に対して理解されますか。市民からすれば、議会で視察に行っている、温泉旅館で空中露天風呂のある施設に泊まったということではないのではないですか。どんな経緯があっても事実はそうですよね。</p>
<p>癒やしの空中露天風呂という表現が、温泉旅行に行くというのを強調したいがために記載しているのではないですか。</p>	<p>私の信条の順番です。その中で強調したいかどうかは別として、旅館のホームページを開いたら飛び込んできたのは癒やしの空中露天風呂だった。それは事実と異なることではないですよ。</p>
<p>この部分で視察イコール遊び、品位をおとしめているということにつながっていくわけですが、あくまで温泉旅行を強調しようというふうに捉えざるを得ませんが、100万円は60万円に押さえてくれてあるというところで、100万円というのは記載すべきではなかったと思うのですが、いかがですか。</p>	<p>私が印象としてこういう心境の順番で物を考えて、だけど結局60万円だったと書いてあるのです。その次の行に書いてあるので、結局60万円だったと。これは100万円を強調したのではなくて60万円だったことを言っているにすぎないですよ。温泉を強調しようという意図があって書いたものでもないですよ。間違っているのだったら駄目ですけど。</p>
<p>100万円も含めて、このような表現を使うということは、印象操作としか考えられない。議会運営委員会の品位をおとしめているというふうにしか解釈できないですがいかがですか。</p>	<p>議員はそう思われたってということかもしれません。</p>
<p>60万円自体は、どういうことに基づいてSNS上に掲載されましたか。</p>	<p>報道機関からの情報提供により、60万円ぐらいだということを知りました。</p>
<p>議会議員としてそれをSNS上に、市民の印象が悪くなるような、誘導するような発信の仕方をしているのではということにならないですかこの発信は。議員の責任ある行動として、せめて議会事務局に確認すべきだったのではないですか。</p>	<p>そうですね、60万円。この情報を得たのが夕方、もう議会事務局が終わっている時間だったというのもあったのですが、確かめたほうが良かったことは、そうだと思います。</p>
<p>報道機関から60万円という額を聞かれたということですが、その後直ちにあるいは明る日に事務局へ確認をすべきだったのでは。そうすれば、正しい情報がしっかりと入ってきて、6月20日のSNSの発信に間に合っているのではないのかと思うわけですが、あえて、それをしなかったのはなぜですか。</p>	<p>確かに60万円というところを53万円にするべきだったというのは、確認をすべきだったというのは分かりました。</p>

<p>「この費用」という表現なのですが、この費用は100万円か60万円かどちらですか。</p>	<p>この場合60万円です。</p>
<p>責任ある形で正確な情報を発信するべきだったと思いますが、どうしてそのような思いに至らなかったのか。</p>	<p>60万円という数字は、記者が事務局に確認してもらった数字というのがありましたので、それを信じてやってしまったと思います。</p>
<p>金額の多寡ではなくて、議員として正確な情報を簡単に確認できる状態であったのに、それを怠って、先出しの形でミスリードするような情報発信をしたのはどうしてですか。もっと言うならば、正確な情報がないとコストパフォーマンスは推し量れないですよ。100万円なのか60万円なのか53万円なのか、その数字がないのにどうやってコストパフォーマンスを測るのですか。</p>	<p>ここも私の感想の部分だと思ってもらいたいのですが、例えば60万円だったとしても53万円だったとしても、90分間の視察に使うお金としては高額ではないかというのは、それは感覚として思いました。</p>
<p>不正確な情報をして発信したとことはいいのですか。議員の倫理観的にはそれは許容されるものなのですか。</p>	<p>確認すればよかったですね。確認すればよかったと思っています。倫理観としておっしゃいましたが、例えば60万円を直接確認してないということについて問題にされるのは分かりましたが、60万円という額が90分間の視察に対して市民の理解を得られるのか。そしてその前に温泉の話もありましたが、それが市民の理解が得られるのかということのほうが私はとても大切だと思いました。皆さんちゃんと説明責任が果たせるのだろうかと思い、僕は果たせないと思いましたということです。だから、倫理観として何が先に立っているかといえ、そっちのほうが先に立っています。</p>
<p>登別市の行政視察についてはオンラインでやっているのか。直接現地へ来ていただく方式なのかを確認すればよかったのではないかと。その上で、6月20日にSNSに投稿していくべきではなかったのか。</p>	<p>オンラインを受け付けてない登別市に行かなければならないのかという検証は、私たちしてないですよ。その比較は感想としてあっても当然なのではないですか。</p>
<p>6月19日に確認してからSNSに投稿すればいいのではないですか。それはどうなのでしょう。</p>	<p>市民の目から見れば、どういう理由で温泉旅館に泊まらなければいけなかったのかということよりも、北海道に丸々2日間かけて90分間の視察に行くということのほうがよほど疑義を生むことなのではないかと思いました。</p>

<p>最終的に視察が決定した中で、こういう形で表現、投稿するということはどうなのでしょう。</p>	<p>人によって色々な考え方がある中で、自分はこれは説明できないと思ったというのが今までの話しなのです。</p>
<p>委員会の中でそういう問題提起をして、委員会の中で議論をして見直しを図るとか、修正を図るとか、どうしてそのような努力をされなかったのか。それをせずに辞退をしますという一方的な形の表現でもって、議運や記者会での発表ということについて、議員としてあるべき行動だったのですか。</p>	<p>6月17日の議運でそれを表明しないことにはもう多分手後れになってしまう。そこで決めないと手後れになってしまうだろうというのがあり、皆さん行かれるのだったら、それはそれで行っていただいたらいいと思っていました。皆さんの説明責任の中で、皆さんの価値判断の中でやってもらったら、それでよかったというふうに思います。</p>
<p>議会の中ではそういうふうになるかもしれないけれど、市民全体の理解ということをおっしゃられたので言っています。市民から集めたお金が無駄になるかもしれないとか、有効な使われ方にならないかもしれないとの問題意識を持っていらっしゃるのだったら、その修正を委員会の中で語るべきだったのではないですかという質問です。</p>	<p>時間があって、みんなでそれが議論をできるような状態のときに私が気付いていたらそうしたかもしれませんが、議運長がその会議の最後に「森中委員、もう1回考え直していただいて、一緒に参加してくれたいと思います」とおっしゃってくださったのです。そういう状況の中で、そこで一定、皆さんの意見は出ているのです。そういう中で、やはり自分だけが辞退するということなのだというふうに私は思いました。</p>
<p>「もう少し今日議論しましょう」という発言はされましたか。</p>	<p>議長とともに協議をしますという受け取りでその場は終わっているということだったと思います。</p>
<p>今議論されていることは、議員が事実確認をできる立場でありながら、公人でありながら、事実誤認のままSNSを発信したことが記者会に出されたこと、これが新聞記事として報道されたということでは。</p>	<p>議会運営委員会での発言をもとに報道されていて、記者会での説明から出た報道は1件もありません。</p>
<p>事前質問が多いとか少ないとかで視察に対する熱量が測れるのですか。議会運営委員会の視察自体が、議員以外は熱量が低いというような表現ですけれども、そのような思いでこういう表現をされたのですか。</p>	<p>そういうふうに思ったのは事実です。私は53万円あるいは60万円という費用がやっぱりとても高額というふうに思っていたので、それだけのお金がかかるものだったらもう少し前向きに皆で一緒に質問を出し合っていきましょうという気持ちが強かったです。そのことをこういうふうに表現をしました。</p>

<p>5月の総務常任委員会の視察においては、質問をたくさん出されて、熱量を持って取り組まれたということですか。</p>	<p>熱量をこれで測るのはどうなのだというの はあるかと思います。私はそこはもう少し 皆で事前に勉強して質問出そうと委員会と してどうなるのだろうと思いました。それ をこのように表現しました。</p>
<p>SNSの中で「空中露天風呂で寛ぐ気分にも なれないし、浴衣姿でビールを注ぎ合ったり する気分にもなれない」との記述がありま す。これは行政視察をこれから行う事前の思 いだったのかかもしれませんが、このような表 現は何の根拠もない記述だと思いますが、こ のような表現をされた意図は何でしょうか。</p>	<p>根拠ないですかね。これは私の心情に沿っ て記述したものです。</p>
<p>SNSを見た市民の方は、行政視察イコール 遊びなのではないかという印象を与える とは思いませんか。このような発信をする ことが結果的に市民を混乱させて、議会全 体の信頼を損ねるといふうには思いませんか。</p>	<p>どういう印象を与えるかということにつ いては、受けた人の印象とか、読んだ人の 問題だというふうには私は思います。</p>
<p>議員の発信することは真実なのだという ふうにより市民が受け取り、間違った印象 を受け取ることによって、議会全体の信頼 を損ねるとは思いませんか。</p>	<p>実際皆で登別市に行っていたらそうなる 可能性は高かったというふうには思いま す。私たちがちゃんと説得し切れるので あれば、それは問題はなかったのではない かと思います。そこが、ぐらぐらしてい るところに伊賀市議会の問題があると私 は思います。 SNSの市民のコメントは全部感想です よね。これをもって伊賀市議会の品位と 名誉は損なわれたのでしょうか。これに 対して、伊賀市議会はこういう規則をも ってこういう内容できちんとやっていて、 これを皆さんのために活かしていくから 問題ないというふうに説明し切れる体制 をとっておくことが大事だと思います。</p>

<p>伊賀市インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例第4条に「市民の範となって活動し、及び行動するものにする」と議会の責務として書かれている部分もあります。私たちはもっと慎重に情報発信をしていく、情報発信するときは慎重に情報をちゃんと精査をして発信していくということが大事なのではないかなと思いますが、議員はいかがお考えですか。</p>	<p>委員の感想として伺いました。伊賀市インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例が目指すものっていうのは、人権侵害を起こさないことなのですね。人権侵害に人権が侵害され、誹謗中傷で心が傷つき壊れ、最悪の場合自ら命を絶ってしまうような事態を招くことを避けていこうと。インターネットによる被害から全ての市民を保護して次世代に豊かな社会を継承していこうというのがこの条例の制定の理由です。市民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにしようとそういうものだと思います。そして第4条の議会の責務のところをおっしゃったのだと思いますけれども、議会の責務はその目的を達成するためにあるものと思います。一つひとつ「旅行」ではなくて「視察」なのではとか、そういう言葉の中でリテラシーみたいなものをとるために、私たちが議員提案で策定した条例ではないと思いますので、委員のおっしゃったことを意見として伺いながら、そのことを申し上げさせていただきます。</p>
<p>今、インターネット条例第4条の議会の責務は、第1条に書かれていることをもってという議員の陳述がありましたが、公人として発信するという、SNSの発信をやはりその影響力を考え、議員が普段からやっていたら、読み手の問題と先程言われましたが、読み手の主観にすぎないということだからこそ、正確な情報に基づいて発信する必要があります。発信はやはり議員として責任を持って自覚を持って行うことが必要であると思いますが、そのことを怠っているのではないですかということを聞かせていただきたい。この度の発信は、事実確認をし正確な情報発信に努めたと言えるか。</p>	<p>政治倫理審査会で問われることは、具体的に私の行為の何がどの条例のどこに違反しているのかです。普段の情報発信に関しては、適当にやっているのではないかとこの心配があるかもしれませんが、そんなことはないと思います。エビデンスを持って流しているつもりです。</p>
<p>今回の情報発信はどのようなエビデンスに基づいて発信をされましたか。</p>	<p>60万円の前の100万円のときのエビデンスに関しては、皆さんに7月15日の審査会時にお伝えしたとおりです。</p>

<p>議員のエビデンスは、自分の臆測でもって発信したということですか。</p>	<p>臆測ではありません。7月15日の審査会で言いましたが、議会運営委員会で私が100万円を超えるかもしれないと言ったのは、こういう条件のときには100万円を超えるかもしれないというふうに申し上げました。だから、それは虚偽ではないです。</p>
<p>情報発信をする前に事実確認をせずに情報発信を行ったということは、ある意味事実と異なると言えますし、議会の品位を損なったということは、先程も確認させていただきましたが、そういう意図は本当になかったと断言できますか。</p>	<p>事実確認をしなかったことと、事実と異なることは違います。</p>
<p>「中岡議員の提案で加わることになった副議長」という記載もありましたが、発信された時点でそれは事実だったのですか。</p>	<p>6月30日の議員全員協議会の時に「提案のあった日は欠席しておりました」とおっしゃっていただきました。そこで間違いが分かりました。</p>
<p>SNSでの発信について「この文書は森中議員が作成しましたか」と質問した記憶があるのですが。</p>	<p>6月30日の議員全員協議会の時に「提案のあった日は欠席しておりました」という発言をされたかというふうに思います。</p>

【第4回審査会】

令和7年8月8日、全委員出席のもと第4回審査会を開催し、前回に引き続き、森中秀哲議員に対し質疑応答を行った。

質疑応答の内容は、次のとおりである。

<質疑応答>

質 疑	応 答
<p>県議会議員補欠選挙立候補者に関するくだりで、7月に市議会改革について学んでも、それを市民のために使う期間はほぼない。と発信されているが、議員の身分を有している議員に対して、議員活動には意味がないと否定されているように受け取れるが、その意図は。</p> <p>議員の任期中は、当然の職務と考えるが、その議員の職責や自由な議員活動を干渉することにならないか。</p>	<p>視察日の次の月に議員を辞めるのが分かっている参加というのが、議会の常識と市民感覚の乖離というのを表している一つの象徴ではと思う。議員の参加に関して、何か法的な問題があるとか言っているわけではないこと、その期間中は努めていくということについても意義があるということは分かりながらも、市民の感覚とのずれというところに、もう一度議会として考えをいたしてもらう必要がある、自分も含めてみんなが考えていく必要があると思っている。</p>

【第5回審査会】

令和7年8月20日、全委員出席のもと第5回審査会を開催し、これまでの審査内容を踏まえ、事実の確認及び評価を行った。結果、条例第3条第7号に規定の政治倫理基準に違反していると認めた。

なお、報告書には、附帯意見及び講じるべき措置の内容を付記することとした。

委員の主な意見は、次のとおりである。

- SNS上における事実と異なる情報の発信をして、議員の名前を間違っただという事実、名前に間違いがあったという事実については、審査会においても確かめることができたが、そのことによって、引き起こされたとされる政治倫理違反に匹敵するような結果は、調査請求書においても、また聴き取りにおいても明らかにはならなかった。政治倫理に違反あるいは抵触しているというような判断を下すには余りにも材料に乏しい。審査の場で違反の根拠が示されないまま、可能性あるいは見込みで違反を認めてしまうような前例をつくることは危険である。違反があったのか、なかったのか、客観的事実を踏まえた慎重な判断をすべき。
- 調査対象議員は、視察費用について、審査の中で事前に議会事務局へ確認すべきだったと認められている。しかし、実際には確認を行うことなく、費用は100万円を超えてくるのではないかと表現を用いて、実際より高額な金額をSNSに投稿された。また、宿泊場所についても、癒やしの空中露天風呂などの表現を使ったことにより、税金で温泉旅行に行くかのような誤った認識が広まり、市民に誤解を与え、議会の品位を大きく損なった。個人の感想や思い込みであっても、公人である議員の発信は市民に大きな影響力を持つ以上、正確性と説明責任が求められると考える。
- 間違っただ情報が間違いなく発信されたという事実があるので、これは政治倫理基準に違反していると思う。
- SNSの発信において、副議長の視察参加について、提案した議員の名前を取り違えて登載し発信したことは、当該議員の名誉を著しく毀損しており、政治倫理条例に違反していると判断する。また、行政視察を大旅行と称したり、条件をつけながらも視察経費を過大に発信するなど、自らが議会の品位をけがすものであり、政治倫理条例に抵触していると判断する。
- 今般のSNSについては、影響力が非常に大きく、発信された内容は瞬時に広まり訂正も困難である。そのような場での軽率な、あるいは誇張した過大な情報発信は、議会全体の品位と名誉を著しく傷つけ、市民の信頼を失墜させるものであるため、同条項に抵触するものとする。また、条例第2条には、議員は市民全体の代表者としてその責務を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならないと定められており、今般のSNSへの発信は、事実と異なるあるいは誤解を招く情報を広く拡散し、市民に対して議会が不誠実であるとの印象を与えるもので、これは市民の信頼を損ない、議員としての基本的な責務を果たしていないと言わざるを得ない。

【第6回審査会】

令和7年8月22日、全委員出席のもと第6回審査会を開催し、前回の審査結果の決定を踏まえ、審査結果報告書案の確認を行った。

なお、同日付けで、議長に対し審査結果報告書を提出することとした。